

広報・情報誌 精華町民生児童委員協議会

精華のいぶき

第15号 2020年5月



民生児童委員のマーク

事務局：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻7 0 番地（精華町役場社会福祉課内）
TEL.0774-95-1904 FAX.0774-95-3974
URL <http://www.minsei-seika-kyoto.jp/> E-mail minkyos@town.seika.lg.jp

民生委員・児童委員の日とは

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。これは、大正6（1917）年5月12日に民生委員制度の源である済世顧問制度を定めた岡山県済世顧問制度規程が公布されたことに由来するものです。この日から1週間（5月12日～18日）を「活動強化週間」と定めています。

今年、令和2年度の精華町民生児童委員協議会の活動方針などを紹介します。

を高めることを目的としています。

精華町民生児童委員協議会では、この活動強化週間に町内の商業施設や駅前などで街頭啓発をしています。



JR下狛駅にて啓発活動



アピタ精華台店にて啓発活動



せいかガーデンシティにて啓発活動



アル・プラザ木津にて啓発活動

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。（民生委員法 第一条より）

令和2年度 事業計画について

○活動方針○

本町民生委員・児童委員は「社会奉仕の精神」を活動の原則としながら、行政の協力機関としての役割を果たし、自主活動を展開しつつ、一貫して地域福祉の推進役として活動してきました。常に人の持つ温かさや奉仕の光を地域に届け、それぞれの時代で福祉に取り組んでおります。また、社会の課題と向き合い、地域福祉の要としてたゆまぬ努力を重ね、福祉の向上と発展のために努めてまいりました。

今日、少子化による人口減少や超高齢社会が進展し、家族の在り方などが大きく変化しています。その中で、核家族や地域の絆が希薄化しており、経済的な困窮や社会的孤立、虐待、悪質商法被害など、様々な課題が顕在化し、ますます深刻化しています。また、地震や水害等の自然災害も相次いでいます。

このような状況にあつて、様々な課題を抱える方々を支え、地域の課題を解決するためには、地域の住民

が自ら積極的に参加し、いろいろなふれあいの機会を通じてつくられる住民同士のつながりや、信頼関係を積み重ねていくとともに、地域の力を高め、分野を超えて支援の在り方を考え、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、地域・環境づくりへの取り組みを進めていかなければなりません。

また、すべての民生委員が児童委員であることを意識し、子どもにとって「身近なおとな」となり、子育てを地域で支えていかなければなりません。

そのためには、各小学校区部会を単位とした研修、情報の共有、困難事例検討の機能をさらに充実させ、本町民生児童委員協議会の主体的な機能の確立を図ります。加えて、各小学校区部会間の情報交換等の場で



ある「校区交流会」を引き続き続けることで、より一層の機能強化を継続してまいります。

また、平常時から、災害時に自力避難が難しい方の見守り活動を行い、「近所(きんじよ)」が「近助(きんじよ)」の機能を高めることを目指します。

地震・風水害などの自然災害は突然やってきました。災害に備えて、あなた自身、ご家族、地域の皆さんで考えてみよう!!

指します。

さらに、基本的な人権について理解を深め、個人情報の取り扱いなど、常に活動を見直し、「常に住民の立場に立つ」という法の精神を基とし、活動の新たな推進・発展に努めます。

精華町民生児童委員協議会では、町行政が取り組んでいる「避難行動要支援者登録制度」を活用して、さまざまな活動に取り組んでいます。

精華町では、災害時に自力避難が難しく支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として登録し、本人の同意を得たうえで、各支援者の方(民生児童委員、各自治会、各防災組織、警

各防災組織、警



察、消防など)に情報提供し、災害時に円滑で迅速な避難支援を行うことを目指して、平常時の見守り活動等にご協力いただいています。

も、行政とともに要支援者への避難支援体制を構築し、災害への備えに努めて参りますので、住民の皆さんのご協力をお願いします。

本協議会において



知っておこう!! 災害情報

警戒
レベル

警戒レベル 1 心構えを高める

警戒レベル 2 避難行動の確認

警戒レベル 3 避難に時間を要する人は避難
ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等

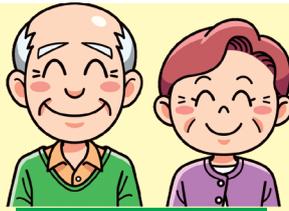
警戒レベル 4 安全な場所へ避難
全員避難

警戒レベル 5 既に災害が発生
命を守るための最善の行動をとる

令和2年2月15日に特別養護老人ホーム「神の園」にて、福祉避難所開設・運営訓練が実施され、民生児童委員が6名参加しました。災害が起こってから5日後の想定で、避難者役、支援者役を体験しました。他にも避難者の受付や段ボールベットの組み立て、避難食の試食など、実際に近い状況を体験しました。実際

民生児童委員が福祉避難所開設・運営訓練に参加

避難行動要支援者登録制度



登録できる方

- ①介護保険の要介護認定が要介護3、4または5と判定されている者
- ②身体障害者手帳が1級、2級に該当する者
- ③療育手帳の程度がAと判定されている者
- ④精神障害者手帳が1級に該当する者
- ⑤そのほかに、自ら避難することが困難な者であって、円滑・迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者



- ◆①～④に該当する方は町が保管する「避難行動要支援者名簿」(以下「名簿」という)に自動で登録されます。
※自治会・自主防災組織・民生児童委員などへ平常時より名簿情報を提供するためには、別途「同意書」の提出が必要です。
- ◆今までの「災害時要配慮者登録台帳」登録者は、引き続き名簿に登録します。
- ◆⑤の方は、申し出により名簿に登録します。

- ◆情報提供の同意をいただいた方の名簿情報は、平常時から関係者へ提供され、災害時の円滑な避難支援や安否確認に備えます。
- ◆情報提供の同意をいただけなかった方の名簿情報は平常時、町で保管します。
- ◆災害が起こったときは、同意の有無にかかわらず、必要最低限の範囲で自治会・自主防災組織・民生児童委員などの関係者へ名簿情報を提供する場合があります。



平常時からご自身でも災害への備えを十分にしてくださいませよう願います。

ご存知ですか? 避難行動要支援者登録制度!!



主な避難食



福祉避難所とは……要配慮者(高齢者・障がいのある方など)を対象に、町が協定を結んでいる福祉避難所(社会福祉施設など)の施設管理者へ開設を要請することとされています。指定避難所で福祉避難スペースを確保する場合があります。

に受付し、ベットまで案内するといふことでも、かなり時間を要しました。今回の訓練は大変良い経験になりました。

ひとりで悩まずに



相談してくださいね!!

- ♥生活の不安 ♥子育てのこと
- ♥介護のこと ♥ご近所のこと
- ♥証明書の発行のこと

- ・母子家庭、父子家庭で
あることの証明
- ・自営業の証明
- ・無職の証明 など



※行政で発行できるものや民間保険や訴訟にかかわる証明の発行は、民生児童委員ではできません。

● 開催日 ●
毎月第3水曜日 場所：精華町役場2階相談室 時間：13時30分から15時まで
令和2年（2020）
中止 4月15日（水）
中止 5月20日（水）
6月17日（水）
7月15日（水）
8月19日（水）
10月21日（水）
11月18日（水）
12月16日（水）
令和3年（2021）
1月20日（水）
2月17日（水）
3月17日（水）

※コロナウイルスの感染拡大防止のため中止する場合があります。中止の場合はホームページ・町広報誌華創等でお知らせします。

あんしん相談について

○民生児童委員は、皆さんの悩みや困っていることを相談できる「地域の身近な相談員」です。

○精華町民生児童委員協議会では、毎月第3水曜日の13時30分から15時まで、精華町役場2階相談室で『あんしん相談』を行っています。
○事前予約は不要です。
○どんな困りごとでも、お気軽にご相談ください。

子育て支援活動 出前ペープサートのご案内

民生児童委員は、町内各地区の育児サークルに出向き、ペープサート、エプロンシアター、手遊びなどを通して、子育て真っ最中のご家族やお子さんたちと楽しくふれあいたいとの思いから、「子育て支援活動」を実施しています。

できるだけ希望の日に伺えるようにしたいと思っておりますが、希望に添えない場合がございますので、希望される日のおおむね3か月前までに申込みをお願いいたします。



◆お問い合わせ先

精華町民生児童委員協議会 事務局（精華町役場社会福祉課内）

TEL：0774-95-1904 FAX：0774-95-3974 E-mail：minkyos@town.seika.lg.jp